

## ■ 検討の背景

- ✓ 国では、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「子どもまんなか社会」の実現に向けて、令和5年(2023年)4月に「子ども基本法」を施行するとともに「子ども家庭庁」を発足させ、同年12月、「子ども大綱」を策定。
- ✓ 道においても、子ども基本法等が目指す、子どもの権利擁護などの基本理念を子ども政策の中心に据え、本理念に基づく政策を強力に推進し、本道のすべての子どもたちが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現するために、法の目的・理念を踏まえた新たな条例の制定を検討することとする。

## ■ 対応の基本的な考え方

- ✓ 現行の「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」は少子化対策を総合的に推進することを目的としていることから、子どもの権利擁護を基本理念として、子ども施策を総合的に推進することを目的とした子ども基本法の趣旨を踏まえ「(仮称)北海道子ども基本条例」の検討を行う
- ✓ 新条例の検討と併せて、少子化対策条例の見直し等についても検討を行う。

# (仮称) 北海道こども基本条例 (骨子案たたき台) の考え方

		こども基本法	新条例	考え方
総則	目的	○全てのこども・若者が幸福な生活を送る社会の実現 ○こども施策を総合的に推進	○全てのこども・若者の権利擁護が図られ、幸福な生活を送ることができる北海道の実現 ○こども施策を総合的に推進	○法にあわせ規定 ○同上
	基本理念	○児童の権利条約4原則 ○家庭養育優先原則 ○子育てに伴う社会環境整備	○児童の権利条約4原則 ○ <b>社会全体でこどもを支える取組推進</b> 〔※権利条約4原則 ・差別の禁止 ・意見の尊重 ・最善の利益 ・生命、生存及び発達に対する権利〕	○法にあわせ規定 ○こどもに係る他条例との整合性等を踏まえ、規定
	責務等	○国 ○地方公共団体 ○事業者 ○国民	○道 ○事業者 ○道民 ○ <b>保護者</b> ○ <b>学校関係者等</b> ○ <b>こども・子育て支援団体</b>	○こどもに係る他条例との整合性等を踏まえ、規定
	定義	○「こども」 ○「こども施策」	○「こども」 ○「こども施策」	○法にあわせ規定
	その他		○ <b>市町村との連携協力</b>	○他条例との整合性等を踏まえ、規定
	基本的施策	○こども大綱 ○都道府県こども計画等 ○こども等の意見反映  ○総合的かつ一体的な提供体制の整備等 ・関係省庁の連携体制の確保 ○関係者相互の有機的な連携確保等 ○この法律及び児童権利条約の周知 ・条約等の周知  ○こども施策の充実及び財政措置等	○こども計画 ○こども等の意見反映 ○ <b>こどもの社会参加</b> ○こどもを支える体制整備 ・道や関係機関及び道民との連携体制の整備 ○関係者相互の有機的な連携確保 ○こどもの権利の周知・ <b>擁護</b> ・条例及び条約の周知 ・ <b>こどもの権利擁護</b> ○ <b>こどもの居場所づくり</b> ○財政上の措置	○法にあわせ規定 ○同上 ○国が示している方向性を明確にするため、規定 ○こどもに係る他条例との整合性等を踏まえ、規定  ○法にあわせ規定 ○周知：法にあわせ規定 権利擁護：他県の状況を勘案し、規定  ○法施行後に策定された指針等を踏まえ、規定 ○法にあわせ規定
その他	○こども政策推進会議	○ <b>北海道こども施策審議会</b>	○他条例との整合性等を踏まえ、規定 ※現行の審議会設置条例を統合	

※【赤字】は、道のこれまでの条例・施策、他県の条例を勘案し規定する項目

# 法施行（R5.4）後に条例制定した2県との比較

		北海道条例	徳島県（R6.3施行）※議員提案	新潟県（R6.3施行）
総則	目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての子ども・若者の権利擁護が図れ、幸福な生活を送ることができる北海道の実現</li> <li>○子ども施策を総合的に推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての子どもが、自分らしく安心して、笑顔で暮らせる社会の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもが心身ともに健やかに成長できる社会の実現</li> <li>○子ども施策を総合的に推進</li> </ul>
	基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の権利条約4原則</li> <li>○社会全体で子どもを支える取組推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の権利条約4原則</li> <li>○社会全体で子どもを支える取組推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の権利条約4原則</li> <li>○社会全体で子どもを支える取組推進</li> </ul>
	責務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道</li> <li>○事業者</li> <li>○道民</li> <li>○保護者</li> <li>○学校関係者等</li> <li>○子ども・子育て支援団体</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○県</li> <li>○事業者</li> <li>○県民</li> <li>○保護者</li> <li>○学校関係者等</li> <li>○民間団体</li> </ul>
	定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「子ども」</li> <li>○「子ども施策」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「子ども」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「子ども」</li> <li>○「子ども施策」</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村との連携協力</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村との連携協力</li> <li>○子ども視点に立った情報提供</li> </ul>
基本的施策		<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども計画</li> <li>○子ども等の意見反映</li> <li>○子どもの社会参加</li> <li>○子どもを支える体制整備</li> <li>○関係者相互の有機的な連携確保</li> <li>○子どもの権利の周知・擁護 <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例及び条約の周知</li> <li>・子どもの権利擁護</li> </ul> </li> <li>○子どもの居場所づくり</li> <li>※道では、右記内容を少子化条例で規定済</li> <li>○財政上の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの意見表明</li> <li>○子どもの社会参加</li> <li>○相談対応に係る体制整備</li> <li>○子どもの権利の広報及び機運醸成、権利擁護 <ul style="list-style-type: none"> <li>・条約の周知</li> <li>・子どもの権利擁護（既存相談窓口を活用・周知）</li> </ul> </li> <li>○子どもの居場所づくり</li> <li>○困難な状況の子ども及び子育て家庭支援</li> <li>○財政上の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども計画</li> <li>○子ども等の意見反映</li> <li>○子どもを支える体制整備</li> <li>○関係機関との連携及び協力</li> <li>○子どもの権利の尊重・擁護 <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例及び条約の周知</li> <li>・子どもの権利擁護（既存相談窓口を活用・周知）</li> </ul> </li> <li>○子どもを支える環境づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども居場所づくり</li> </ul> </li> <li>○社会全体・家庭・職場等で子どもを支える環境づくり</li> <li>○財政上の措置</li> </ul>